成年後見制度の利用について

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度（P45参照）」の2種類があります。法定後見制度による支援の対象者は、現在すでに判断能力が不十分な人です。判断能力の程度によって、支援の種類が「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

本人や親族などの申立てにより家庭裁判所で選ばれた後見人などが、同意・取消権や代理権のもとに支援します。また、後見人などを監督する監督人が選任される場合もあります。



◆後見　判断能力を欠くのが通常な状態

「後見人」は、全般的に本人の代理として、介護の契約を結んだり、契約を取り消したりすることができます。また、財産を管理するなかで、本人が日常生活に困らないように十分配慮します。

◆保佐　判断能力が著しく不十分な状態

「保佐人」は、本人が重要な行為をしようとすることに同意したり、保佐人の同意を得ないでしてしまった行為を取り消したりすることで、本人が日常生活に困らないように十分配慮します。

◆補助　判断能力が不十分な状態

「補助人」は、本人が望むことについて、同意、取り消し、代理をすることで、本人が日常生活に困らないように配慮します。あらかじめ、同意や代理できる範囲を家庭裁判所に申立てる必要があります。

●申立てから後見開始までの流れ●

申立て

本人の住所を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

調査・審問

家庭裁判所の調査官が、本人や親族などに事情を問い合わせます。必要に応じて、裁判官が本人や親族などに直接事情を尋ねます。

鑑定

本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。

審判（後見開始）

家庭裁判所は、後見などの開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる成年後見人などや監督人を選任します。審判内容は法務局に登記されますが、戸籍には記載されません。

成年後見制度について

成年後見人とは？

成年後見人などになれる人

成年後見人など（後見人・保佐人・補助人）には、主に本人の配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉の専門家や、法律や福祉に関する法人が選ばれます。

未成年者や破産者、本人に対して訴訟をしたことがある人やその配偶者および直系親族、以前に成年後見人などを辞めさせられたことがある人などは、成年後見人などになることができません。

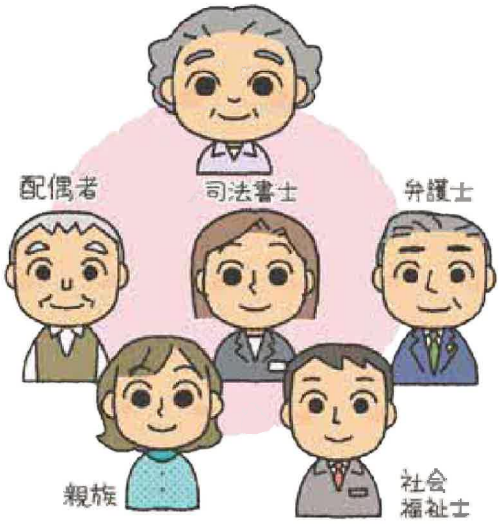



成年後見人などの主な仕事

主に、適正かつ計画的な財産維持など「財産管理」や、医療や介護に関する手続きなど「身上の保護」を行います。身のまわりの生活状況にも目を配りながら支援しますが、食事の世話や実際の介護などは、一般的に成年後見人などの職務ではありません。

①最初の仕事

本人の財産状況などを把握し、財産管理や介護・医療の契約など本人にふさわしい支援方法の計画と収支予定を立てます。

②日常生活で

本人の預貯金通帳などを管理し、年金の受け取りや入院費用の支払いなどの収支を通帳記入などで記録に残します。

③必要に応じて

介護サービスの利用、病院への入院、施設への入所、家の修繕、不動産の売却などに必要な契約を行います。

④報告

家庭裁判所に、成年後見人などとして行っている仕事の状況を報告して、必要な指示などを受けます。

申立てをする人がいない場合は？

法定後見制度を利用するための申立ては、通常は本人や配偶者、親族が行います。しかし、身寄りがなく、また本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。

任意後見制度とは？

将来的な不安に備えた契約

成年後見制度のひとつである任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になったとき、すみやかに支援してもらうための契約を結んでおく制度です。

あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や療養看護などについての代理権を与える（同意・取消権は与えられません）任意後見契約を公証人が作成する公正証書で結んでおきます。



◆任意後見監督人が必要です

本人の判断能力が低下したら、本人や配偶者、親族、任意後見人などが家庭裁判所に、任意後見人を監督する任意後見監督人選任の申立てをします。必要に応じて監督人が選任される法定後見制度と違い、任意後見制度を利用するときは必ず選任されます。

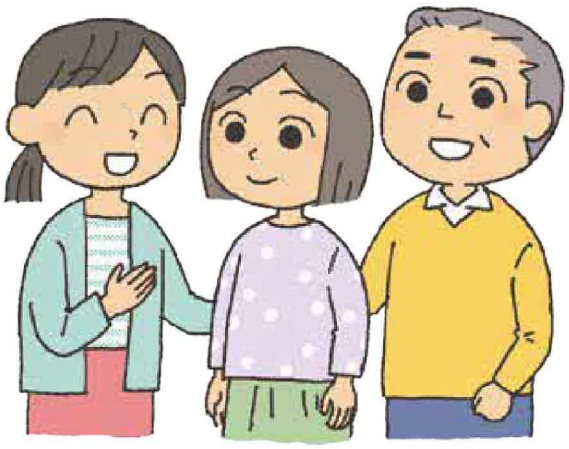

子どもに障がいがある場合

知的障がい・精神障がいのある子どもがいて、本人の判断能力が不十分な場合は、親には将来的に自分が年老いたり亡くなったりしたあとの子どもの生活に不安があります。

そんな場合のために、親は親権にもとづいて、あらかじめ子どもに代わって第三者と任意後見契約を結ぶことができます。子どもの将来の安心のために検討してみましょう。

問い合わせ先

高齢者関係：地域包括支援センター

TEL (232) 2366　FAX (232) 6676

障がい者関係：福祉課

TEL (232) 4913　FAX (232) 4923